平成２８年（フ）第４８６号
大阪市西成区山王３丁目６番14号アビリティ阿倍野301
債務者　奥塚　朋子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７号
大阪市東淀川区西淡路５丁目１番64号
債務者　溝渕　　肇
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９８号
大阪府枚方市藤阪元町１丁目５番６―108号
債務者　細川　秀和
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７号
兵庫県多可郡多可町中区坂本119番地３、前住所兵庫県丹波市山南町岡本170番地１
債務者　吉田　　忍（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
長崎県長崎市江平３丁目２番20―106号
債務者　今井　利通
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
大分市里１丁目１番17号（キャスル里Ａ）
債務者　北田　枝里（旧姓阿南）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５号
秋田県大館市中道２丁目１番14号日景アパート
債務者　小熊　勇弥
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第９号
茨城県ひたちなか市大字中根3325番地５　エクセルハイツ103号
債務者　根本　　隆
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
茨城県鉾田市梶山2187番地８
債務者　木滑　義雄
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６７号
千葉県茂原市高師488番地（エステート高師101号）
債務者　山口　徳人
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
千葉県長生郡長柄町船木239番地１
債務者　横井　和彦
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
千葉県茂原市千町1228番地13
債務者　久保田克己
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
千葉県茂原市茂原1547番地１
債務者　緑川　亀好
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
千葉県君津市南子安２―19―10　Ｂ103号、住民票上の住所千葉県君津市南子安２丁目19番10―103号
債務者　遠藤冬妹こと　郭　　冬妹
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１１７号
千葉県木更津市高柳３―８―３―203、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区下末吉３丁目11番23号　テゼットジマー102
債務者　鈴木　琢真
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１１８号
千葉県富津市篠部1815番地
債務者　白石　晃一
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２号
千葉県木更津市羽鳥野２丁目７番地６
債務者　木村　陽子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部